

壬戌学制制定以前における四年制中学校改革

—1918年開催の全国中学校校長会議を中心に—

今井 航
(2004年9月30日受理)

A Study on Reformation of China's 4 Year Middle School System before
the Establishment of RenXu School System in 1922:
— Focusing on the Chinese Congress of Middle School's Principals in 1918 —

Wataru Imai

This paper clarifies movement of China's 4 year middle school system reform in the second half of 1910's. There was a difference in reform which the Chinese Federation of Educational Boards tried to perform, and reform which the Ministry of Education tried to perform. Although the former tried to introduce vocational education into the 4 year middle school, the latter was opposite to it.

Key words : 4 Year Middle School System Reform, The Ministry of Education, The Chinese Federation of Educational Boards, Vocational education

キーワード：四年制中学校改革、教育部、全国教育会連合会、職業教育

はじめに — 1910年代後半における 四年制中学校改革への注目 —

本稿は、中華民国前期にあたる1922年公布の学校系統改革案（一般的に壬戌学制という。以下、壬戌学制と記す）に明記された三・三制中学校が、どのような過程をへて導入されたのか、それを明らかにすることを目的としている。

1920年代初期における全国教育会連合会の第6回大会から第8回大会までや、あるいは1922年9月の教育部主催による学制会議など、1920年代に入ってから壬戌学制が制定されるまでの中学校改革に関する大まかな動きは、次第に明らかとなりつつある⁽¹⁾。しかし、本稿で焦点をあてようとする1910年代後半の中学校改革の動きについては、不明な点が残されている。壬戌学制における三・三制中学校導入過程をトータルにみるためにには、1910年代後半からすでに始まる四年制中学校改革の動きを見過ごせないと思われる。

四年制中学校は、1912年公布の中学校令により規定された。これは、清末における五年制中学堂の修業

年限を一年短縮する改定であった。また、1909年には文科と実科とに分ける分科制が再導入されていたが、「普通教育の完足」という目的のもとにこれを廃止した。こうして国家の中堅となるべき中等国民の幅広い育成を期待したが、改革の動きはその後も止まなかつた⁽²⁾。

小林の指摘どおり⁽³⁾、中国近代における中等教育に関する研究は少数である。このため1910年代後半の四年制中学校改革に関する論及は極めて少ない⁽⁴⁾。しかし一方、三・三制中学校を導入し、そこで普通教育と職業教育の両方を兼ねる総合制の実現をめざしたことや、それがアメリカの中等教育制度を参考にしたものであったことなど、壬戌学制の三・三制中学校に関する論及は、近年において散見されるようになった⁽⁵⁾。たとえば王は、中国側が参考にしたアメリカの中等教育に関する書籍や、修業年限の規定をめぐり三・三制と四・二制との対立のあったことを明らかにした⁽⁶⁾。また筆者は、全国教育会連合会の第7回大会や第8回大会における学制改革に関する立案、さらには教育部主催の学制会議における立案に着目し、それぞれの立案過程を分析した⁽⁷⁾。これにより中等教育改革をめぐる全国教育会連合会と教育部との対立点を明らかに

表1 1917年(民国6年)5月・全国中学校一覧表①(次頁②に続く)

省区	設置形態 学校名	省区	設置形態 学校名	省区	設置形態 学校名	省区	設置形態 学校名	省区	設置形態 学校名
京師	公立 第一	吉林	省立 第一	河南	省立 洛陽	江西	省立 第一	湖南	県立 桂陽
	公立 第二		道立 延吉第一		省立 沁陽		省立 第二		県立 岳陽
	公立 第三		道立 延吉第二		省立 安陽		省立 第三		県立 衡山
	公立 第四		道立 濱江		省立 南陽		省立 第四		県立 宝慶
	公立 女子第一		道立 吉長		省立 商邱		省立 第五		県立 湘潭
	私立 幾輔		県立 双城		省立 汝南		省立 第六		県立 慈利
	私立 求實		県立 賓縣		省立 陝縣		省立 第七		湘鄉
	私立 山東		県立 扶余		省立 汲縣		省立 第八		石門
	私立 縱英		黑 霽立 第一		省立 漢川		省立 第九		新化
	私立 安徽		省立 第一女子		省立 固始		省立 第十		武岡
京兆	國立 高等師範附屬		県立 呼蘭		省立 武陟		省立 第十一		寧鄉
	私立 中国大学附属		省立 第一		省立 永城		省立 第十二		澧縣
	私立 正志		省立 第二		省立 □城		省立 第十三		零陵
	公立 第一		省立 第三		省立 第四		省立 第十四		衡陽
	公立 第二		省立 第四		省立 第五		省立 第十五		寶慶駐省
	公立 第三		省立 第五		省立 第六		省立 第十六		私立 成章
	公立 第四		省立 第六		省立 第七		省立 第十七		私立 公是
	公立 宝薦		省立 第七		省立 第八		省立 第十八		私立 兌澤
	省立 天津		省立 第九		省立 第九		省立 第十九		私立 岳雲
	省立 天津第二		省立 第十		省立 第十		省立 第二十		私立 育才
直隸	省立 順德	山東	省立 高密	江蘇	省立 第九	湖北	省立 第二十一	明德	私立 道南
	省立 河間		省立 黃縣		省立 第十		省立 第二十二		私立 復初
	省立 宣化		省立 濰縣		省立 第十一		省立 第二十三		私立 修業
	省立 遵化		省立 安邱		省立 第十二		省立 第二十四		私立 広益
	省立 深縣		省立 長山		省立 第十三		省立 第二十五		私立 妙高峯
	省立 保定		省立 正誼		省立 第十四		省立 第二十六		私立 蓼涓
	省立 趙縣		省立 育英		省立 第十五		省立 第二十七		省立 第一
	省立 広平		省立 德文		省立 第十六		省立 第二十八		省立 第二
	省立 冀縣		省立 中西		省立 第十七		省立 第二十九		省立 第三
	省立 大名		省立 東運		省立 第十八		省立 第三十		省立 第四
奉天	省立 正定		青州		省立 第十九		省立 第三十一		省立 叙州聯合
	省立 定縣		省立 第一		省立 第二十		省立 第三十二		省立 龍安聯合
	省立 永平		省立 第二		省立 第二十一		省立 第三十三		省立 重慶聯合
	省立 南宮		省立 第三		省立 第二十二		省立 第三十四		省立 成都聯合
	省立 易縣		省立 第四		省立 第二十三		省立 第三十五		省立 紹定聯合
	省立 高等師範附屬		省立 第五		省立 第二十四		省立 第三十六		省立 嘉定聯合
	省立 豊潤		省立 第六		省立 第二十五		省立 第三十七		省立 邛州聯合
	省立 櫻縣		省立 第七		省立 第二十六		省立 第三十八		省立 永寧聯合
	私立 育德		省立 第八		省立 第二十七		省立 第三十九		省立 豐州聯合
	私立 陸軍官佐		省立 第九		省立 第二十八		省立 第四十		省立 豐寧聯合
陝西	私立 天主堂附屬		省立 第十		省立 第二十九		省立 第四十一		省立 雅州聯合
	私立 德華		省立 第十一		省立 第三十		省立 第四十二		省立 眉州聯合
	私立 南開		省立 第十二		省立 第三十一		省立 第四十三		省立 綿州聯合
	省立 第一		省立 第十三		省立 第三十二		省立 第四十四		省立 寧遠聯合
	省立 第二		省立 第十四		省立 第三十三		省立 第四十五		省立 西陽聯合
	省立 第四		省立 第十五		省立 第三十四		省立 第四十六		省立 富順
	両級師範附設		省立 第十六		省立 第三十五		省立 第四十七		省立 □陵
	省立 復縣		省立 第十七		省立 第三十六		省立 第四十八		省立 簡陽
	省立 海城		省立 第十八		省立 第三十七		省立 第四十九		省立 巴縣
	省立 西豐		省立 第十九		省立 第三十八		省立 第五十		省立 達縣
河南	省立 開原		省立 第二十		省立 第三十九		省立 第五十一		省立 墊江
	省立 興京		省立 第二十一		省立 第四十		省立 第五十二		省立 江北
	省立 鐵嶺		省立 第二十二		省立 第四十一		省立 第五十三		省立 江津
	省立 莊河		省立 第二十三		省立 第四十二		省立 第五十四		省立 梁山
	省立 安東		省立 第二十四		省立 第四十三		省立 第五十五		
	省立 岫巖		省立 第二十五		省立 第四十四		省立 第五十六		
	省立 凤城		省立 第二十六		省立 第四十五		省立 第五十七		
	省立 盖平		省立 第二十七		省立 第四十六		省立 第五十八		
	省立 遼陽		省立 第二十八		省立 第四十七		省立 第五十九		
	省立 海龍		省立 第二十九		省立 第四十八		省立 第六十		

表1 1917年（民国6年）5月・全国中学校一覧表②

省区	設置形態	学校名	省区	設置形態	学校名	省区	設置形態	学校名	省区	設置形態	学校名	省区	設置形態	学校名
四川	県立	合江	廣東	省立	欽州	廣西	県立	靈山	雲南	県立	鬱林五県合立	福建	省立	第一
	県立	江安		省立	廣州		県立	五華		県立	潯州		省立	第二
	県立	南充		省立	第一		県立	蕉嶺		県立	陸川		省立	第三
	県立	彭縣		省立	廉州		県立	茂名		県立	實縣		省立	第四
	県立	成都		省立	瓊州		県立	澄海		県立	慶遠六縣合立		省立	第五
	県立	忠縣		省立	肇慶		県立	始興		県立	藤縣		省立	第六
	県立	濾縣		省立	潮州		私立	興民		県立	岑溪		省立	第七
	県立	資屬學		省立	梅州		私立	中德		県立	懷集		省立	第八
	県立	巴中		県立	雲浮		私立	潮屬八邑旅省		県立	賓上遷三縣合立		省立	第九
	県立	叙屬		県立	化縣		私立	八桂		省立	第一	昭大八屬聯合	省立	第十
	県立	合川		県立	龍川		私立	時敏		省立	第二		省立	第十一
	県立	永川		県立	揭陽		私立	東山		省立	昭大八屬聯合		省立	第十二
	県立	綿竹		県立	新寧		私立	時習		省立	蒙化		省立	第十三
	県立	華陽		県立	高要		私立	岡州		省立	姚安四縣聯合		省立	法政專門附屬
	県立	璧山		県立	鬱南		私立	述善		省立	麗鶴六屬聯合		県立	杭上
	県立	萬縣		県立	台山		私立	茂南		省立	藤衝		県立	連城
	県立	安岳		県立	電白		県立	桂山		省立	昆明十一縣聯合		公立	閩清
	県立	資中		県立	海豐		県立	桂林		省立	蒙自十三屬聯合		私立	女子
	県立	仁壽		県立	順德		県立	北流		省立	普洱		公立	華僑
	県立	內江		県立	陽江		県立	鎮南		道立	普洱		省立	第一
	私立	濟川		県立	東莞		県立	平樂八縣合立		私立	第一	甘肅	省立	第二
	私立	儲才		県立	香山		県立	南寧		私立	正則		省立	第三
	省立	雷州		県立	南海		県立	武宣		私立	成德		省立	第四
	省立	南雄		県立	瓊山		県立	容縣		省立	模範	貴州	察爾哈	區立 第一
	省立	羅定		県立	新會		県立	柳州		省立	遵義		熱河	縣立 朝陽
	省立	惠州		県立	文昌		県立	梧州		省立	安順		公立	熱河
	省立	高州		県立	信宜		県立	平南		省立	天柱		綏遠	區立 歸綏
	省立	韶州		県立	平遠		県立	泗鎮色		省立	都勻十縣合立			
	國立	高等師範附屬		県立	河源		県立	靖西		私立	南明			

注 教育部普通教育司編『全國中學校一覽表』(1917年5月)、5~42頁を基にして筆者作成。

した。このように、三・三制中学校導入過程を具体的に明らかにする試みはなされるようになつたが、1910年代後半の四年制中学校改革の動きを明らかにしようとするものは、いまだ極めて少ない。

小林は、『教育雑誌』や『新教育』、あるいは『時報』など当時の雑誌や新聞を利用することにより、四年制中学校に対する現場レベルからの様々な批判や問題点のあつたことを描き出している⁽⁸⁾。王や小林などの研究により現状への批判や、アメリカの中等教育制度を導入する試みのあつたことは確かである。しかし、こうした批判や試みは政策レベルの改革といかに関係したのか、その点の解明はなされていないといえる⁽⁹⁾。当時の中央教育行政機関である教育部は、1917年5月に全国における四年制中学校を把握している⁽¹⁰⁾。どれだけの中学校をまえにして改革はおこなわれようとしたのか、本稿ではその視点から当時の全国における中学校を一瞥する。

一方、1910年代後半における全国教育会連合会や全国中学校校長会議など、当時の改革に役割を果たしたと思われるこれらの会議についても十分明らかにされていない⁽¹¹⁾。とりわけ、1918年10月に開催の全国中学校校長会議はいかなる会議であったのか、その疑問に解答を示したものは皆無である⁽¹²⁾。この会議を主催したのは教育部である。1910年代後半における全国教育会連合会への注目にくわえ、教育部の動きにも注目を要するであろう。四年制中学校から三・三制中学校への改革をトータルにみるためには、教育部主催のこの会議を無視できないと思われる。したがつて、本稿では従来の研究でも言及してきた全国教育会連合会にくわえ、全国中学校校長会議にも着目する⁽¹³⁾。

上述により、1910年代後半における四年制中学校改革は政策レベルにおいて具体的にはどのような方向をめざしていたのか、あるいはまたそれが壬戌学制における三・三制中学校の導入とどういう関係にあるの

か、などの疑問にひとつの解答を示したい。

1 中華民国初期における四年制中学校の一覧

1910年代後半にはどれほどの四年制中学校が存在したのだろうか。教育部は、1917年5月に全国における中学校の一覧表を作成した⁽¹⁴⁾。これをみると443校の中学校の存在を確認できる。この一覧表は、各省区の中学校から教育部に送られたファイルを基にして作成されたものである⁽¹⁵⁾。またそれらは、1912年5月から1917年5月までの5年間に送られたものである⁽¹⁶⁾。ファイルの届けられていない中学校についてはこの一覧表に列挙しておらず、その一方でこの5年間に閉鎖、あるいは合併などにより存在しなくなった中学校については除外している⁽¹⁷⁾。これらのことから443校というのは、実態とそれほどかけ離れていない数字とみることができよう。

前頁の表1は、この一覧表を基にして1917年頃の中学校を省区別、あるいは設置形態別に整理したものである。省区別にみると、湖南省や四川省、あるいは広東省における中学校は40校以上を数えた。また、20校以上を数えたのは直隸省や山東省、あるいは浙江省など5つの省であった。反対に、10校未満は京兆や吉林省、あるいは黒龍江省など9つの省や区であった。

一方、設置形態別にみると、直隸省や山東省、あるいは河南省などで省立が多く、奉天省や山西省、あるいは湖南省などで県立が多かった。また四川省は、そのほとんどが県立である。四川省や湖南省の県立をみると「聯合」と名のつく中学校が多く、いくつかの県が連合して中学校を設立していたこともうかがえる。さらにまた省によっては、私立中学校の存在を確認できる。

このように、1917年頃の中学校は400校以上を数える一方、省区別には多寡の違いがあった。また、中学校の設置者は主に省や県などであった。さらに、私立中学校も存在した。このような状況をまえにして四年制中学校の改革はおこなわれようとしたのである。

2 全国教育会連合会による四年制中学校改革に関する要求 — 職業教育の導入 —

小林は、1914年1月の時点において中学校に文科と実科とに分ける分科制を導入する動きがすでにあつたこと、さらには1915年1月の特定教育綱要におい

てこれが明確に打ち出されたことを指摘している⁽¹⁸⁾。

一方、壬戌学制の三・三制中学校における総合制の導入に向けても、分科制という表現は散見される⁽¹⁹⁾。普通教育と職業教育の両方を中学校でおこなうことをめざし、農科や工科、あるいは商科など職業教育に関する学科を普通科に並置することを分科制といった。この時期の諸史料をみると総合制という表現は、管見のかぎり見当たらない⁽²⁰⁾。であるならば、文科と実科とに分けるという意味での分科制と職業教育に関する学科を普通科に並置するという意味での分科制とを識別しなくてはならない。そのうえで全国教育会連合会や教育部のめざした方向をみていく必要があろう。

全国教育会連合会は、省や区の教育会が全国の教育の進行を目的に年に一度あつまり、そのさい教育に関する提案を各自持ち寄り、それらをもとに審議をおこなう場であった⁽²¹⁾。表2のとおり、1915年4月に第1回大会を開き、そのとき実業教育進行計画案を議決した。この案は当時、四年制中学校の傍系に規定されていた甲種実業学校の増設を図ろうとするものであり、そのために中学校の拡充をしばらく緩めるというものであった⁽²²⁾。

翌年1916年10月に開かれた第2回大会では中学校改良弁法案を議決した。この案では、

中学校は本来、普通教育の完足を原則とする。近頃の中学校の課程は進学準備教育に偏しているため、進学しないで就職できない卒業生のことが心配である。また、文科と実科とに分ける分科制というのは進学準備教育のもくろみを深めるものである。(中略)。本会での各省区代表による報告では、中学校卒業後に進学する者はおおよそ10分の1か、それに及ばない。進学しないで就職できない者は大多数である。

と述べ⁽²³⁾、学校関係者に上述の問題点の早期解決を促した。また、普通教育の完足を主目的としつつ、職業教育および進学準備教育の両方を中学校に期待した⁽²⁴⁾。さらに、中学校の第3学年より職業科目を授けるとともに他の科目時間を減少させるといった方法も提示した⁽²⁵⁾。

翌年1917年10月に開かれた第3回大会では職業教育進行計画案を議決した。この案は、職業教育を全般的にどう進めていくか、これについての具体的な提案を行い、教育部にそのための調査や研究を要求するものであった⁽²⁶⁾。しかし、職業教育の中学校への導入に関する内容はなかった。

翌年1918年10月に開かれた第4回大会では中等教育や職業教育に関する決議はなかった⁽²⁷⁾。翌年1919

表2 1910年代後半の全国教育会連合会における中等教育や職業教育に関する決議

第1回全国教育会連合会	
1915年4月23日から5月13日まで(21日間)	
決議名	決議の扱い
実業教育進行計画案	教育部に上申
第2回全国教育会連合会	
1916年10月10日から10月25日まで(16日間)	
決議名	決議の扱い
中学校改良弁法案	教育部に上申ならびに各省区に通告
各特別区域応速設実業学校案	教育部に上申
第3回全国教育会連合会	
1917年10月10日から10月27日まで(18日間)	
決議名	決議の扱い
職業教育進行計画案	教育部に上申
第5回全国教育会連合会	
1919年10月10日から10月25日まで(16日間)	
決議名	決議の扱い
中等以下教育宜注重工芸案	教育部に上申
普通教育応注重職業科目及実施方法案	各省区教育会に送付

注 第1回大会は全国教育会編『民国第一次全国教育会連合会報告』(1915年6月)を、第2回大会以降は『歴届全国教育連合会議決分類彙編』(第十一届全国教育会連合会事務所、1925年9月)を、それぞれ基にして筆者作成。尚、第1回大会については後者も参照した。

年10月に開かれた第5回大会では普通教育応注重職業科目及実施方法案を議決した。この案では、男子を対象に農工商、また女子を対象に家事園芸や手工、さらには裁縫など職業教育に関する科目を設定したうえ、それらの科目的小学校や中学校、さらには師範学校への導入を提案した⁽²⁸⁾。

上述のとおり1910年代後半の全国教育会連合会における中等教育や職業教育に関する決議をみると、1915年開催の第1回大会の時点では甲種実業学校の増設のみを要求した。このことから中学校における職業教育の導入を要求するようになったのは1916年開催の第2回大会以降であったといえる。しかし、1918年開催の第4回大会において中等教育や職業教育に関する決議のみられなかつたことは興味深い。第4回大会と時期をほぼ同じくして、次章でみる全国中学校校長会議が開かれたためであろうか。教育部主催のこの会議における決議をみなくてはならない。

一方、第2回大会の中学校改良弁法案は先の引用にあるとおり、本章の冒頭でふれたような1914年1月や翌年1915年1月の中学校政策の方針、すなわち文科と実科とに分ける分科制を問題視した。このことは

留意すべきである。全国中学校校長会議でも全国教育会連合会と同様、文科と実科とに分ける分科制を問題視したのであろうか。それとも中学校における職業教育の導入を要求したのであろうか。

3 全国中学校校長会議の開催および決議

(1) 教育部による開催

全国中学校校長会議は1918年10月14日から同年11月2日までのおよそ20日間におよんだ⁽²⁹⁾。会議は北京で開かれた。開催のおよそ5ヶ月前の5月11日、各省区の教育庁長や学務局、さらには各高等師範学校校長に対し、10月に全国中学校校長会議を予定していると教育部は通知した⁽³⁰⁾。中学校校長会議規程や中学校校長会議予行討論問題、あるいは中学校校長会議細則(以下、それぞれ規程、予行、細則と略す)を教育部はあらかじめ規定し、これらを通知に付した⁽³¹⁾。この通知にしたがい各教育庁長や学務局、各高等師範学校は派遣する会員を選ぶ一方、予行をもとに協議を開き参加に備えた⁽³²⁾。

(2) 参加会員

全国中学校校長会議への参加会員は表3のとおりである。規程第3条によると、高等師範学校附属中学校主任の参加のほか、10校以上の中学校をもつ省や区からは3名、5校以上10校以下であれば2名、5校以下であれば1名の中学校校長をそれぞれ派遣できると規定していた。前掲の表1とこの表3とを試しに照合してみると、ほぼこの規程どおりに参加していたことがわかる。また、北京より遠方にある省や区からの参加はなかった⁽³³⁾。しかし、50名近くの校長がこの会議に参加した。このうち圧倒的に多いのは省立中学校の校長であった。さらに、学歴をみると中国の高等教育を卒業した者が最も多く、一方で日本留学経験者が14名いた。ちなみにアメリカ留学経験者は1名のみであった。

(3) 四年制中学校改革に関する多面的な要求

規程第1条によると、開催の目的は中学校校長による意見交換や討論をおこない、それにより中学校教育の改善を図ろうとすることにあつた⁽³⁴⁾。また通知によると、専門学校や大学に進学できない卒業者が社会に出ても自立できていないことを憂慮していた⁽³⁵⁾。全国教育会連合会と同様、教育部もまた中学校卒業者の現状を問題視していたことがわかる。さらに予行によると、中学校に対する教育部の具体的な問題意識を

表3 全国中学校校長会議に出席した会員

交通部	唐山高等工業専門学校教員	■
	北京高等師範学校附属中学校主任	●
	第二中学校校長	○
京師	第四中学校校長	○
	公立第一女子中学校校長	不明
	中国大学附属中学主任	○
	北京女子師範附属中学主任	●
京兆	第三中学校校長	○
	直隸高等師範附属中学校主任	●
直隸	省立第七中学校校長	○
	省立第十五中学校校長	○
	省立第十六中学校校長	○
	瀋陽高等師範附属中学主任	○
奉天	省立第一中学校校長	○
	省立第二中学校校長	○
	省立第四中学校校長	○
	県立海城中学校校長	○
吉林	省立中学校校長	○
	毓文中学校校長	○
黒龍江	省立第一中学校校長	○
	省立第二中学校校長	○
山東	省立第七中学校校長	○
	省立第五中学校校長	○
	省立第六中学校校長	●
山西	省立第一中学校校長	○
	省立第三中学校校長	○
陝西	省立第二中学校校長	○
	省立第一中学校校長	●
河南	省立第二中学校校長	○
	省立安陽中学校校長	○
	省立淮陽中学校校長	○
	南京高等師範附属中学校主任	不明
江蘇	省立第五中学校校長	舉人
	省立第四中学校校長	●
	省立第八中学校校長	○
	公立南青中学校校長	●
安徽	省立第六中学校校長	○
	省立第二中学校校長	●
浙江	第五中学校校長	○
	省立第八中学校校長	○
江西	省立第一中学校校長	●
	省立第五中学校校長	○
湖北	武昌高等師範学校附属中学校主任	●
	省立第一中学校校長	●
	啓黃中学校校長	舉人
	漢東中学校校長	○
湖南	県立第一聯合中学校校長	○
	省立第一中学校校長	○
	私立兌澤中学校校長	○
四川	不参加	
	廣東師範附属中学校主任	●
廣東	省立梅州中学校校長	●
	省立第一中学校校長	○
	南武中学校校長	香港大書院卒業
廣西	不参加	
雲南	不参加	
貴州	不参加	
福建	省立第一中学校校長	●
	帰綏中学校校長	○
甘肅	不参加	
察爾哈	區立第一中学校校長	○
熱河	熱河中学校校長	○
綏遠	不参加	

注「会員題目録」、「全国中学校校長会議録」(1919年春)、3~8頁を基にして筆者作成。尚、○は中国、●は日本、■はアメリカの高等教育の卒業をそれぞれ示している。

知ることができる。教育部の提示した予行は7項目にわたった。紙幅の都合上、第4項目までを以下に引用する⁽³⁶⁾。

- 1 現行の中学校科目を増減したり、教授の順序を変更したりする必要はあるかどうか。
- 2 中学校卒業者には進学希望者もいれば就職する者もいる。教授上、この両方を顧みる方法はあるかどうか。
- 3 上は専門学校、下は高等小学校と均しく接続させるため、中学校では教材の配置や分量をどう改良すべきか。
- 4 専門学校の新入生の答案用紙を調べたところ、教育部は中学校卒業者の国文、数学、外国文の各科目における成績の不良に気づいた。レベルアップのため、教授上どう注意すべきか。

残りの3項目は、理科教育（第5項目）や体育（第6項目）、あるいは学生の管理や訓練（第7項目）に関するものであった⁽³⁷⁾。

会議期間中に中心的な議題となったのは、後述のとおりここに引用した第2項目であった⁽³⁸⁾。全国教育会連合会と同様、教育部もまた進学希望者と就職する者の両方にどう対応するか、この問題の解決策を探っていたといえる。

一方、教育部の提示した予行のほか、各省区の会員からの提案は併せて40件ほどにのぼった⁽³⁹⁾。予行はひとつひとつそのまま審議されたが、会員からの提案は合併を要した⁽⁴⁰⁾。会員からの提案には内容の似通うもの、または予行の内容に類似するものがあった。このため合併をへて審議する場合があった。

こうして全国中学校校長会議は25本におよぶ大会決議を生み出した⁽⁴¹⁾。これらの決議を表4にまとめた。ここには予行7項目に基づく決議（1から7まで）のほか、諸会員による提案に基づく決議18本（8から25まで）をすべて記している。中学校の教育目的の改定（12）や科学の専門用語の統一（13）、あるいは女子中学校の拡充や独自の課程標準の作成など女子教育に関するもの（14から19まで）、さらには進級や卒業の条件を厳しくするもの（21）など⁽⁴²⁾、全国中学校校長会議による四年制中学校改革に関する要求は多面的であったといえる。本稿ではこのうち予行第2項目（2）に着目してみたい。

(4) 文科と実科とに分ける分科制の導入

表5は予行第2項目の審議過程をまとめたものである。先に引用のとおり予行第2項目は、「中学校卒業

表4 全国中学校校長会議における諸決議

教育基部づにくよ 決る議予行に	1 現行中学科目有無増減変通講授次序之必要案
	2 中学校卒業学生有志願升学者有從事職業者教授上有無双方並顧之法案
	3 中学校應如何改良教材配置分量俾上与專門学校下与高等小学均能銜接案
	4 本部調閱專門学校新生入学試卷發見中学校卒業生国文数学外國文各科成績均欠優良教授上應如何注意以求程度之增進案
	5 理化学之應用至歐戰而益顯著吾国中学校理科教育欲應時代之趨勢喚起学生研究興味教授上應如何籌改進之法案
	6 中学校学生体育應如何從生理上體察施行規律的訓練並如何訂定運動標準以收實行鍛鍊之効案
	7 中学校應如何注意管理訓練養成学生為社會中堅之人物案
諸会員による提案に基づく決議	8 擬請全國中学校一律添習武術案
	9 請令各高等專門学校及大学校變通招收新生弁法並宣布招生程度以資預備而宏造就案
	10 請教育部對於審定中学教科書應特別審慎案
	11 延長中学校修業年限案
	12 請確定中学教育宗旨案
	13 陳請画一科学名詞案
	14 女子中学校課程宜詳定標準呈請教育部採択施行案
	15 女子中学校已設立者宜充實內容未立者宜擴充校數案
	16 拡充女子小学設立女子高等師範及女子大學案
	17 凡女子研究科学著作宏富確有心得者或弁學多年任事熱心卓著成功者請特設獎學金以示鼓勵案
	18 女子學校家事一科應注重實習案
	19 女子中学校應附設簡易職業科並須擴充女子職業案
	20 請部編修身課本以崇德育案
	21 厳訂中學生入学升級卒業弁法案
	22 請派中学校員赴各處攷查中學教育案
	23 中學校習外國語擬請不規定以英語為主案
	24 請組織中学校連合会案
	25 請定體育成績攷查規程案

注 「議決案」、『全國中学校校長會議録』(1919年春)、1~3頁を基にして筆者作成。1~7までの決議は、教育部が会議での討論のために予め準備していた諮問に基づき議決されたものである。その他の決議は、個々の会員による建議に基づいて議決されたものである。

者には進学希望者もいれば就職する者もいる。教授上、この両方を顧みる方法はあるかどうか」という教育部からの諮問であった。会議ではこの諮問の審議開始をいちはやく告げた⁽⁴³⁾。会議の開幕は10月14日であり、この諮問の審議開始は開幕2日後のことであった。この日の審議は、文科と実科とに分ける分科制の導入をめぐりおこなわれた。表決の結果、36名の支持を得てこの分科制を可決した。「両方を顧みる方法はあるかどうか」という諮問に対して会議は、文科と実科とに分ける分科制の導入という解答をいちはやく示したのである。

この解答を得た後、予行第2項目に関する審査会を設置した⁽⁴⁴⁾。表5にあるとおり審査会に指名されたのは15名であった。省立や区立中学校校長が多数を占めるなか、高等師範附属中学校主任が4名含まれた。

10月23日、審査会のリーダーとなっていた陸規亮は審査報告をおこなった。その後、文科と実科とに分ける年限をめぐり論争があった。このため主席は第1学年よりの分科を提案した。表決の結果、賛成多数により主席の提案を可決した。引き続き翌24日も、予行第2項目に関する審議をおこない、それが可決されたのは25日のことであった。

可決された予行第2項目の内容（表4における2）をみると、以下のことが冒頭に明記されている⁽⁴⁵⁾。

学生の進学の準備を原則とし、就職の準備を例外とする。職業の準備のためには甲種と乙種の実業学校が正式にある。現行学制における中学校の科目は多く、また年限は短い。卒業する学生の就職が特に難しいのではなく、進学する者もまた困難である。中学校制度を文科または実科の二つの学科に改めることを要請する。

この引用からわかるように全国中学校校長会議は、中学校の進学準備を原則化する方向を明確に指示したといえる。

上の引用に続いては「分科制を定めたとしても本案だけで解決したことにはならない。第1, 第3, 第4の予行もまた関連するものである」とあった⁽⁴⁶⁾。この第1, 第3, 第4というのはそれぞれ教育部の提示した予行であり、前にも引用したとおりである。これらの審議は予行第2項目の可決後に始まり、その可決内容を基にして次々と可決されていった⁽⁴⁷⁾。予行第2項目は会議における中心的な課題であったといえよう。

表5 予行第2項目の審議過程

10月16日（午前9時開会、午後12時閉会）	
出席会員52名、特別に傍聴を許可された者6名、欠席会員5名、教育部3名、交通部1名。	
主席による審議開始の宣言。	
審議の結果、文科と実科とに分ける分科制を支持する者36名。	
審査会を設置し、継続して審査を行うことになり主席は以下の15名を審査員として指名。	
氏名	(上段は所属、下段は学歴)
許洪綏	京師第二中学校校長 ○北京高等師範卒業
劉鵬書	直隸省立第十五中学校校長 ○直隸優級師範及国立北京大学文科卒業
李荃	江蘇省立第八中学校校長 ○江北高等学堂卒業
李樹滋	奉天省立第一中学校校長 ○京師大学堂卒業
陸規亮	南京高等師範附属中学校主任 不明
鐘詳鸞	江西省立第五中学校校長 ○兩江優級師範手工図書選科卒業
孫士琦	浙江省立第八中学校校長 ○北京高等師範文科卒業
黎貫	廣東省立梅州中学校校長 ●日本東京高等師範学校卒業
盧公輔	廣東師範附属中学校主任 ●日本広島高等師範卒業
韓迺賡	吉林毓文中学校校長 ○天津南開学校卒業
帥培寅	湖北啓黃中学校校長 ○西湖書院卒業生、舉人
郭葆珍	山東省立第二中学校校長 ○優級師範学堂卒業
薛德□	武昌高等師範学校附属中学校主任 ●日本東京高等師範卒業
彭國鈞	湖南省県立第一聯合中学校校長 ○湖南明德学校師範部卒業
栗宗周	奉天省瀋陽高等師範附属中学主任 ○奉天兩級師範數理化科卒業
10月23日（午前9時開会、午後12時閉会）	
出席会員50名、特別に傍聴を許可された者8名、欠席会員8名、教育部3名、交通部1名。	
審査長である陸規亮より審査報告。	
科目と弁法の二項目の検討の開始を主席は宣言。検討の結果、どの年限から文科と実科とに分けるのか、その論争があった。第1学年よりの分科を主席は主張し、その表決の結果、賛成多数により可決した。	
10月24日（午前9時開会、午後12時10分閉会）	
出席会員46名、特別に傍聴を許可された者8名、欠席会員12名、北京大学附属中学より派遣された主任1名、教育部3名、交通部1名。	
前日に引き続き、条項ごとに検討した。論争のため、やむを得ず表決できず。	
10月25日（午前9時開会、午後12時10分閉会）	
出席会員45名、特別に傍聴を許可された者4名、欠席会員13名、教育部3名、交通部1名。	
前日に引き続いての検討を主席は宣言し、検討の結果、文字上の修正を経て本案は可決された。	

注 「議場日記」、「全国中学校校長会議録」(1919年春)、1~28頁より関係のある記事を抜粋し、それを基にして筆者作成。審査員15名の経歴は、「会員題目録」、前掲書、3~8頁により確認をおこない作成した。

おわりに — 四年制中学校改革をめぐる 方向の違い —

全国中学校校長会議は、開幕2日後にして文科と実科とに分ける分科制の導入を早々と可決する一方、その後可決された予行第2項目において進学準備を原則化する方向を明確に指示した。同時にこのことは、教育部の諮問に対して進学準備または職業準備の両方を中学校において顧みるのは困難であるとの解答を示したとみることができる。職業準備を各種実業学校に担わせ、それを中学校に担わせないやり方を会議は支持したのである。

全国中学校校長会議とは反対に、中学校に職業準備を担わせる新しいやり方を要求したのは全国教育会連合会であった。1916年開催の第2回大会以降においてこの方向は明確であった。しかし、1918年開催の第4回大会において中等教育や職業教育に関する決議はなかった。このことは時期をほぼ同じくして開かれた全国中学校校長会議において自らと同じ方向が指示されると期待したが故であったかもしれない。この点、不明ではある。しかし一方、翌年1919年開催の第5回大会では農工商など職業教育に関する科目を設定し、中学校への導入を要求した。要するに、1910年代後半の四年制中学校改革をめぐる全国教育会連合会の示す方向と全国中学校校長会議の示す方向とは明らかに逆であったと考えられる。

この後、職業教育に関する学科を普通科に並置する分科制を導入しようとする動きが、全国教育会連合会において顕著となった⁽⁴⁸⁾。全国中学校校長会議を主催した教育部においてもこれを支持した⁽⁴⁹⁾。よって全国中学校校長会議で支持された文科と実科とに分ける分科制は影を潜めたといえる。しかし、中等教育改革をめぐる全国教育会連合会と教育部との対立点を見いだすことは可能である⁽⁵⁰⁾。この対立点は主として、中学校の修業年限を六年間としたうえ、段階区分を三・三制と四・二制とのどちらにするのか、あるいはまた中学校の傍系に職業教育に関する学校を設置するか否か、などであった⁽⁵¹⁾。つまり本稿でみたような方向の違いは、その後の対立点と全く無関係ではないと思われる。方向の違いのもつ意味やその後との連続性などの解明を今後の課題としておきたい。

【注】

- (1) 近年においては管見のかぎり以下のものを挙げることができる。王倫信『清末民国時期中学教育研

- 究』(華東師範大学出版社, 2002年10月), 48~74頁。小林善文『中国近代教育の普及改革に関する研究』(汲古書院, 2002年12月), 「第3章 中学教育改革の理念と現実」, 89~138頁。
- (2) 前注(1), 小林著, 96頁。
- (3) 前注(1), 小林著, 89頁。
- (4) しかしながら, 前注(1), 王著, 22~30頁や小林著, 94~102頁を参照する必要はある。
- (5) 前注(1)。
- (6) 前注(1), 王著, 56~60頁。
- (7) 拙稿「壬戌学制制定過程にみられる初等・中等教育段階の修正に関する考察」, アジア教育史学会編『アジア教育史研究』第13号(アジア教育史学会, 2004年7月), 57~71頁。
- (8) 前注(1), 小林著, 97~102頁。
- (9) 中華民国前期における教育部による教育政策は不明な点が多い。全国教育会連合会についても1910年代後半における活動は不明といえる。先行研究による言及はあるが, 構造的な分析が遅れていると思われる。
- (10) 教育部普通教育司編『全国中学校一覧表』(出版元不明, 1917年5月)。
- (11) 前注(9)。
- (12) 前注(1), 王著, 26~27頁や小林著, 101~102頁で言及されてはいるが, 会議の詳細は不明である。
- (13) 『全国中学校校長会議録』(出版元不明, 1919年春)を本稿では用いた。会議録は130頁ほどにおよび, 撮影, 公牘, 職員題名録, 会員題名録, 総次長訓辞及主席答辞(開会式), 総次長訓辞及主席答辞(閉会式), 議場日記, 議決案, 附録により構成されている。
- (14) 前注(10)。
- (15) 「例言」, 前注(10), 1頁。
- (16) 前注(15)。
- (17) 前注(15)。
- (18) 前注(1), 小林著, 95頁。
- (19) たとえば, 1921年開催の第7回全国教育会連合会において提出された省や区の教育会による学制系統改革に関する諸案を参照されたい。これら諸案は「第七届全国教育会連合会記略」, 『教育雑誌』第14号第1号(商務印書館, 1922年1月)に所載の「各省区学制系統草案比較表民国十年十月」, 6~8頁において概要を確認できる。
- (20) 分科制といういい方のほかに集合制といった場合もある。たとえば, 1921年開催の第7回全国教育会連合会に甘粛省教育会が提出した案において確認できる。甘肃省教育会の案は「改革学制系統案 甘

表6 全国教育会連合会の開催状況

次数	開催期間	開催地	参加数
第1回	1915年4月23日から5月13日まで(21日間)	天津	24
第2回	1916年10月10日から25日まで(16日間)	北京	24
第3回	1917年10月10日から27日まで(18日間)	杭州	20
第4回	1918年10月10日から25日まで(16日間)	上海	18
第5回	1919年10月10日から25日まで(16日間)	太原	23
第6回	1920年10月20日から11月10日まで(22日間)	上海	19
第7回	1921年10月26日から11月7日まで(13日間)	広州	17
第8回	1922年10月11日から21日まで(11日間)	濟南	21
第9回	1923年10月22日から11月5日まで(15日間)	昆明	17
第10回	1924年10月11日から28日まで(18日間)	開封	19
第11回	1925年10月14日から27日まで(14日間)	長沙	23

注 第2回大会から第8回大会まで、および第10回大会は、『歴届全国教育連合会議決分類彙編』(第十一届全国教育会連合会事務所、1925年9月)を、第1回大会は、全国教育会編『民国第一次全国教育会連合会報告』(1915年6月)を、第9回大会は、『第九届全国教育会連合会会務紀要』を、第11回大会は、『教育雑誌』第17巻第12号(商務印書館、1925年12月)を、それぞれ基にして筆者作成。尚、「参加数」は省や区の教育会の参加数である。

肃省教育会提議」, 汪兆銘署『第七次全国教育会連合会会務紀要』(出版元不明, 1921年10月), 58頁に所載。

- (21) 表6は全国教育会連合会の開催状況をまとめたものである。また、提案の事例として拙稿「壬戌学制における六年制小学校導入過程にみられる初等教育改革構想－1921年第7回全国教育会連合会への各省区教育会提議を中心に－」, 日中教育研究交流会議編『研究年報』第14号(日中教育研究交流会議事務局, 2004年7月), 72~81頁を参照されたい。
- (22) 「実業教育進行計画案」, 『歴届全国教育連合会議案分類彙編』(第十一届全国教育会連合会事務所, 1925年9月), 129~131頁。
- (23) 「中学校改良弁法案」, 前注(22), 『歴届全国教育連合会議案分類彙編』, 97~98頁。
- (24) 前注(23)。
- (25) 前注(23)。
- (26) 「職業教育進行計画案」, 前注(22), 『歴届全国教育連合会議案分類彙編』, 132~134頁。
- (27) 前注(22), 『歴届全国教育連合会議案分類彙編』で確認。
- (28) 「普通教育応注重職業科目及実施方法案」, 前注(22), 『歴届全国教育連合会議案分類彙編』, 138~140頁。

- (29) 「議場日記」, 前注(13), 『全国中学校校長会議録』, 1~28頁で確認。
- (30) 「公牘」, 前注(13), 『全国中学校校長会議録』, 1頁。
- (31) 前注(30), 1~5頁。
- (32) 前注(30), 1~30頁には, 省や区などの地方教育庁や学務局, あるいは各高等師範学校など下級機関と教育部との往来に関する文書を掲載している。
- (33) 「会員題目録」, 前注(13), 『全国中学校校長会議録』, 3~8頁。
- (34) 前注(30), 2頁。
- (35) 前注(30), 1頁。
- (36) 前注(30), 3頁。
- (37) 前注(30), 3頁。
- (38) 後節, 「(4)文科と実科とに分ける分科制の導入」において論及。
- (39) 「訓辭」, 前注(13), 『全国中学校校長会議録』, 9頁。
- (40) 前注(29)で確認。
- (41) 「議決案」, 前注(13), 『全国中学校校長会議』, 1~3頁。
- (42) 前注(41), 5~42頁において25本すべての決議内容を掲載している。
- (43) 前注(29), 3頁。
- (44) 前注(29), 3~4頁。
- (45) 前注(41), 7~10頁。
- (46) 前注(41), 7頁。
- (47) 前注(41), 予行第1項目は5~6頁, 予行第3項目は10頁, 予行第4項目は10~13頁にそれぞれ掲載されている。
- (48) 前注(1), 王著や小林著などを参照。
- (49) 1922年9月開催の学制会議に備え, 教育部は学制系統改革に関する独自の立案をおこなった。これを見ると, 二年制高級中学からの導入を認めたことがわかる。教育部による独自の立案は中国第二歴史档案館編『中華民国史档案館資料匯編』第3輯教育(江蘇古籍出版社, 1991年6月), 83~86頁に所載。
- (50) 前注(7)を参照されたい。
- (51) 前注(1), 王著, 56~60頁や前注(7)を参照されたい。

(主任指導教員 佐藤尚子)